

9 緊急フェーズ後の対応

9. 1 避難の長期化に備えた対策

県及び関係市町は、火山活動や防災対応の実施状況などについて、定期的に避難者へ情報発信し、正確な情報の周知を行う。また、定期的に避難者の健康管理のため、保健活動チームを派遣し、常に避難住民の健康管理を行うとともに、公衆衛生ニーズを把握する。火山災害の長期化に伴い、地域社会に重大な影響が及ぶおそれがあることを勘案し、必要に応じて、応急的な住宅の供給や生活支援、生業支援等の被災者支援策や被災施設の復旧その他の被災地域の復興を図るための措置を実施するものとする。

9. 2 風評被害対策

火山防災協議会として報道機関に対し、最新の火山活動、影響範囲、噴火時等のリスク、登山者等の安全対策、民間事業者の営業状況等についての正確かつ迅速な情報提供に努める。噴火活動の沈静後、県及び関係市町は、協議会の協議を踏まえて、既に安全な状況にあることを広報するとともに、積極的な観光 PR 活動を行うなど、地域産業の衰退を軽減するよう努める。

また、県及び関係市町は、火山活動鎮静後における観光等商業活動の支援策についても、今後、検討を進めることとする。

9. 3 避難指示等の解除

関係市町は、避難指示等の解除を判断・決定するにあたり、協議会において、気象庁、火山専門家等の助言を踏まえ、関係機関と協議する。避難指示等の解除は、被災地域の実情を踏まえて、避難対象地域の地区単位で帰宅の手順や経路などを定める。また、住民等へ避難指示等の解除について周知を行うとともに、必要に応じて住民説明会等開催し、帰宅が円滑に行われるよう努める。

9. 4 一時立入

一時立入の実施を判断するにあたり、協議会等において関係機関と協議し、緊急時における避難・退去の基準や立入可能な範囲、立入時間などを設定する。

一時立入を実施する際には、関係市町により一時立入を希望する住民等を募集し、一時立入者名簿を作成する。作成した名簿は、警察、消防、道路管理者等と共有するとともに、一時立入者と連絡が取れるような体制をとることとする。

10 安全管理

10. 1 噴火（火山）災害に対する対応

噴火（火山）災害による二次災害を防止するためには、噴火（火山）災害特有の危険性を認識し、対応する必要がある。御嶽山噴火災害では、火山ガスに対応するため検知器及び防毒マスクを携行し活動を行ったほか、火山ガス濃度による活動中止の判断基準を定めている。また、再噴火による噴石対策として、ジュラルミン製柵が配置されている。

（1）火山ガスへの対応

火山ガスは、一般的にその成分の内の90%以上は水蒸気である。そのほかに、二酸化硫黄、硫化水素、二酸化炭素など人体に有害な成分が含まれる。

二酸化硫黄の濃度や分布は、季節や天候の影響を受けやすい。濃度情報や気象情報を確認し、ガスマスクを常時携帯し、高濃度の状況では、防毒マスクを着けて長時間過度のガスを吸わないよう注意する。

また、火山ガスの観測については、すでに設置されている固定観測点のほかに、可搬型の火山ガス測定器を携行し活動する。

『三宅島火山ガスに関する検討会報告書』（平成15年3月）において検討された、火山ガス成分等と健康影響については以下のとおりである。

表 10-1 火山ガス成分等と健康への影響について（1/2）

二酸化硫黄 (SO ₂)	<p>二酸化硫黄は無色で刺激臭のある気体で、比重は2.26（空気は1）であり、空気よりも重い。呼吸器や眼、喉頭（ノド）などの粘膜を刺激し、高濃度の状態では呼吸が困難になることがある。また、喘息や心臓病などの疾患があると、健康な人が感じない低い濃度でも、発作を誘発し症状を増悪させことがあるため注意が必要である。</p> <p>ACGIH（米国産業衛生専門家会議）が定めた職業性曝露限界値の時間荷重平均値（TLV-TWA 値：通常1日8時間、週40時間繰り返し曝露しても、ほとんどすべての労働者に不利な健康影響が発生しないと考えられる濃度）は、2ppmである。</p> <p>環境基本法では二酸化硫黄の環境基準が次のとおり定められている。</p> <ul style="list-style-type: none">・1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
硫化水素 (H ₂ S)	硫化水素は、無色で、火山地帯や温泉などで卵の腐ったような臭いとして感じられる気体であり、比重は1.19で空気よりやや重い。0.06ppm程度の非常に低い濃度から臭気を感じるが、短時間で慣れにより臭気を感じなくなる。高濃度になると人体に影響を及ぼす。主な基準として、特定化学物質等障害予防規則や酸素欠乏症等防止規則で10ppm、また、ACGIH（米国産業衛生専門家会議）が定めたTLVTWA値は10ppmである。

塩化水素 (HCl)	塩化水素は無色、刺激臭のある気体で、比重は 1.27 で空気よりやや重い。低濃度でも目、皮膚、粘膜を刺激する。許容濃度として、日本産業衛生学会及び ACGIH (米国産業衛生専門家会議) の天井値は 5ppm である。
二酸化炭素 (CO ₂)	二酸化炭素は、無色、無味、無臭の気体である。3%以上で軽度の麻酔作用があり、7~10%では酸素濃度が正常範囲で数分で意識を失う。長期間の曝露限界は 1.5%程度と考えられる。バックグラウンド（通常の大気）の濃度が約 375ppm 程度であり、ビルなどの室内環境の基準は 1,000ppm、ACGIH (米国産業衛生専門家会議) が定めた TLV-TWA 値は 5,000ppm、短時間曝露限界値は 30,000ppm である。
硫酸ミスト	二酸化硫黄ガス (SO ₂) が空気中の水分に溶けると、亜硫酸 (H ₂ SO ₃) になり、さらに化学反応の進行や大気中のオキシダントによって酸化されて硫酸 (H ₂ SO ₄) になる。硫酸ミストは、これが大気中に霧状に存在するものであり、いわば硫酸の霧である。 硫酸ミストは、皮膚、粘膜への腐食性、刺激性が強く、吸引すると特に呼吸器系に刺激を与え、慢性の上気道炎又は気管支炎の原因となる。気道への刺激は 1mg/m ³ 程度から始まり 5mg/m ³ 以上になると強い刺激を感じ咳き込むようになる。二酸化硫黄と同様、またはそれ以上に人体や環境に影響を及ぼす。ACGIH (米国産業衛生専門家会議) が定めた TLV-TWA 値は 1mg/m ³ である。
浮遊粒子状物質 (SPM)	浮遊粒子状物質とは、空気中に浮遊する粒径 10μm 以下の粒子状物質のこととで、呼吸器系や循環器系に影響を及ぼす。 浮遊粒子状物質については環境基準が次のとおり定められている。 ・1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。

(2) 火山灰への対応

火山灰は、マグマの主成分である二酸化ケイ素（ガラスの主成分）の破片であり、吸引した場合、灰にたまり呼吸器官が損傷される。また、火山灰には表 10-1 で示している有害な火山ガスが付着しているため、火山灰が空気中を浮遊している状況下での救助活動では、ゴーグル、マスクを必ず着用する。また、ヘリコプターのエンジントラブルを起こす恐れがあるため、火山灰の状況や風向き等について、関係機関に情報提供を行う。

(3) 噴石への対応

噴石に対する効果的な防護は困難であることから、噴石が飛んでいる中での救助活動は行わない。救助活動中の再噴火に備え、活動中は常に噴火口の位置を確認し、火口とは反対側に身を隠せる岩などを確認しておくことが必要となる。また、風向きを確認し、風下側に行かないことや周りの地形を把握し、活動場所の状況に合わせた対応を各隊員間で周知しておく。

(4) 火碎流、溶岩流等への対応

噴石と同様に防護措置は困難であることから、救助活動は行わない。火山により様々なタイプの火碎流や溶岩流があることから、管轄区域内にある火山について、過去の噴火の特徴を把握し、危険性を認識しておく必要がある。活火山の過去の活動記録については、産業技術総合研究所 http://gbank.gsj.jp./volcano/Act_Vol/で参照可能である。

(5) 火山対応資機材

活動隊員の防護、検索、搬送に有用である資機材は次のとおりである。

図 10-1 救助活動時に有用な資機材

火山性ガス検知器	
硫化水素、二酸化硫黄の2成分を1台で同時に測定できる複合型の検知器。設定された値以上の濃度を検知した際は、音、光、振動により警報を発する。	
防毒マスク	
面体と吸収缶で構成されている。吸収缶は、2組を1組で使用し、二酸化硫黄、硫化水素等の有毒ガスの除去及び粉塵を同時にできる。 活動時は、予備の吸収缶を用意する。	
軽量救助担架	
面引きずり、水平吊り、(ヘリからの)垂直吊りで要救助を搬送できるもの。担架本体を丸めて小さくして収納することができ、災害現場までの搬送に係る負担も軽減できる。	

スコップ（大・小）

ブレード部分は火山灰及び噴石に対応できる強度を持った材質であること。状況等により使い分けるため、大・小サイズを準備する。



スパッツ（ゲイター）／ストック

スパッツ（ゲイター）は、小さな噴石等が靴に入ること防ぐため膝下までカバーするもの。ストックは、石突きの先端部分にラバー製のプロテクターを有する。また、シャフト内部にスプリングを有することにより衝撃を吸収する構造である。



バックパック

主な材質は、強度の高いナイロン製とする。また、背中の曲線に合わせたフィット感を高めた構造である。容量は、50リットル程度で上記の資機材（スコップ大）を収納できるもの。



ドローン（無人ヘリ）※今後活用が期待される資機材

噴火災害において、上空から画像情報等の収集を行うことにより、災害全体像の把握に有効であり、電動のため有毒ガス中でも飛行可能な点、GPSを活用することにより希望するルートを精密かつ自動で飛行させられる点、無人で飛行するため、突発的な噴火時でも人的被害は発生しないなど、今後活用が期待される。



11 防災力強化に向けた取組

11. 1 協力体制の構築

県及び各市町は、観光事業者（観光施設、宿泊施設等）、観光協会等との協力体制を構築し、適切な判断のために必要な連携を行う。協力体制構築にあたって、各関係機関との連絡体制の整備に努めることとする。

11. 2 計画の改訂

鶴見岳・伽藍岳火山避難計画は、社会情勢・地域の変化、関係機関の防災体制変更、噴火シナリオや鶴見岳・伽藍岳の噴火警戒レベルの見直し等が行われた場合には、計画の改訂を行う。

11. 3 避難に係る事前対策

円滑な避難にあたり、避難者数の試算に基づき、避難施設と避難経路及び避難手段について、予め定めておく。また、可能であれば避難経路は複数の経路を設定し、災害の状況に応じて選択することが望ましい。

また、登山者等の避難に必要となる避難手段の確保に向け、市町所有の車両活用やスクールバス、観光協会等を通じた宿泊施設やバス事業者への輸送車両の支援等について検討を進め、避難支援体制の整備を図る。

11. 4 啓発活動

火山活動の前兆は、必ずしも捉え切れるわけではない。また、気象庁が示す噴火警戒レベルは、避難行動の目安に過ぎないということを理解しておく必要がある。こうしたことを踏まえ、住民、観光客等一人ひとりに正しい知識を普及し、火山防災意識を高めていく必要がある。

(1) 防災知識の普及

県及び各市町は、観光事業者（観光施設、宿泊施設等）、観光協会等と連携の上、リーフレットを登山者等へ配布するなど、登山にあたっての注意を呼びかける。

(2) 児童、生徒等への防災知識の普及

県及び各市町は、教育委員会等を通じ、児童生徒に対して火山に関する知識の普及や火山防災教育を行う。

(3) 講演会・研修会の開催

県及び各市町は連携して、災害が発生した場合の避難場所、避難経路、緊急時の避難先の確認に努める。また、防災用品、備蓄食料及び非常持出袋の確認、家具の転倒防止器具の取付け確認、家の中の安全な場所の確認等を行う。

登山者等は、居住地のある県及び各市町及び町会等が開催する災害に関する講演会等に積極的に参加し、災害から身を守る方法、災害時の避難に係る知識等の習熟に努める。

11. 5 訓練の実施

県及び各市町は、関係機関と連携し、次の訓練実施を企画・実施することで、防災対応能力の向上や課題・問題点の検証、登山者等の火山防災に対する意識高揚を図る。

(1) 情報受伝達訓練

登山者等、各種施設及び関係機関等を対象とした情報伝達訓練を実施する。

(2) 避難誘導訓練

登山者等、各種施設及び関係機関等を対象とした避難誘導訓練を実施する。

(3) 図上訓練

鶴見岳・伽藍岳で噴火が発生する又は発生する恐れがある場合に避難活動を支える者等を対象に、多様な火山活動を想定した図上訓練を実施する。

(4) 避難所開設及び運営訓練

関係機関と連携し、鶴見岳・伽藍岳で噴火が発生する又は発生する恐れがある場合の避難所の開設及び運営訓練を実施する。

(5) 帰宅困難者対策訓練

鶴見岳・伽藍岳で噴火が発生する又は発生する恐れがある場合の帰宅困難者に対応した、一時滞在施設運営訓練及び搬送訓練を実施する。

(6) 安否確認訓練

各種施設及び関係機関等と連携し、登山者等を対象とした安否確認訓練を実施する。

11. 6 要支援者への支援体制の構築

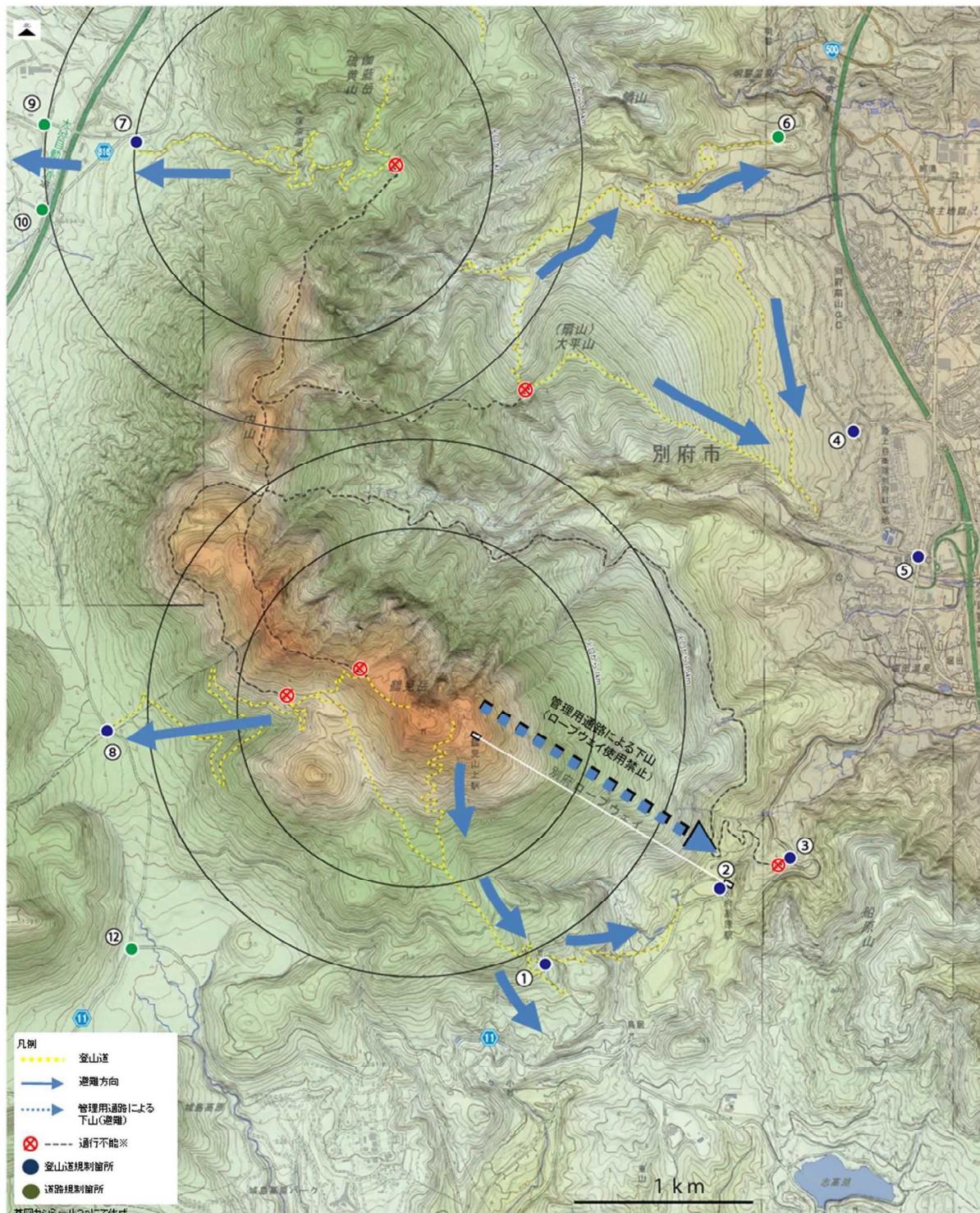
各市町は、避難情報の発表段階で要支援者の避難誘導を優先して行うこととなるため、平時から警察・消防などの関係機関と連携して要支援者への支援体制を構築する。

【巻末資料】

- 1) 想定火口から噴火が発生した場合の避難ルート
- 2) 広域避難する場合の避難ルート
- 3) 各構成機関の配備体制
- 4) 協議会関係機関の連絡先一覧
- 5) 交通規制位置・方法等確認票（イメージ）
- 6) 緊急時における情報伝達例

1) 想定火口から噴火が発生した場合の避難ルート

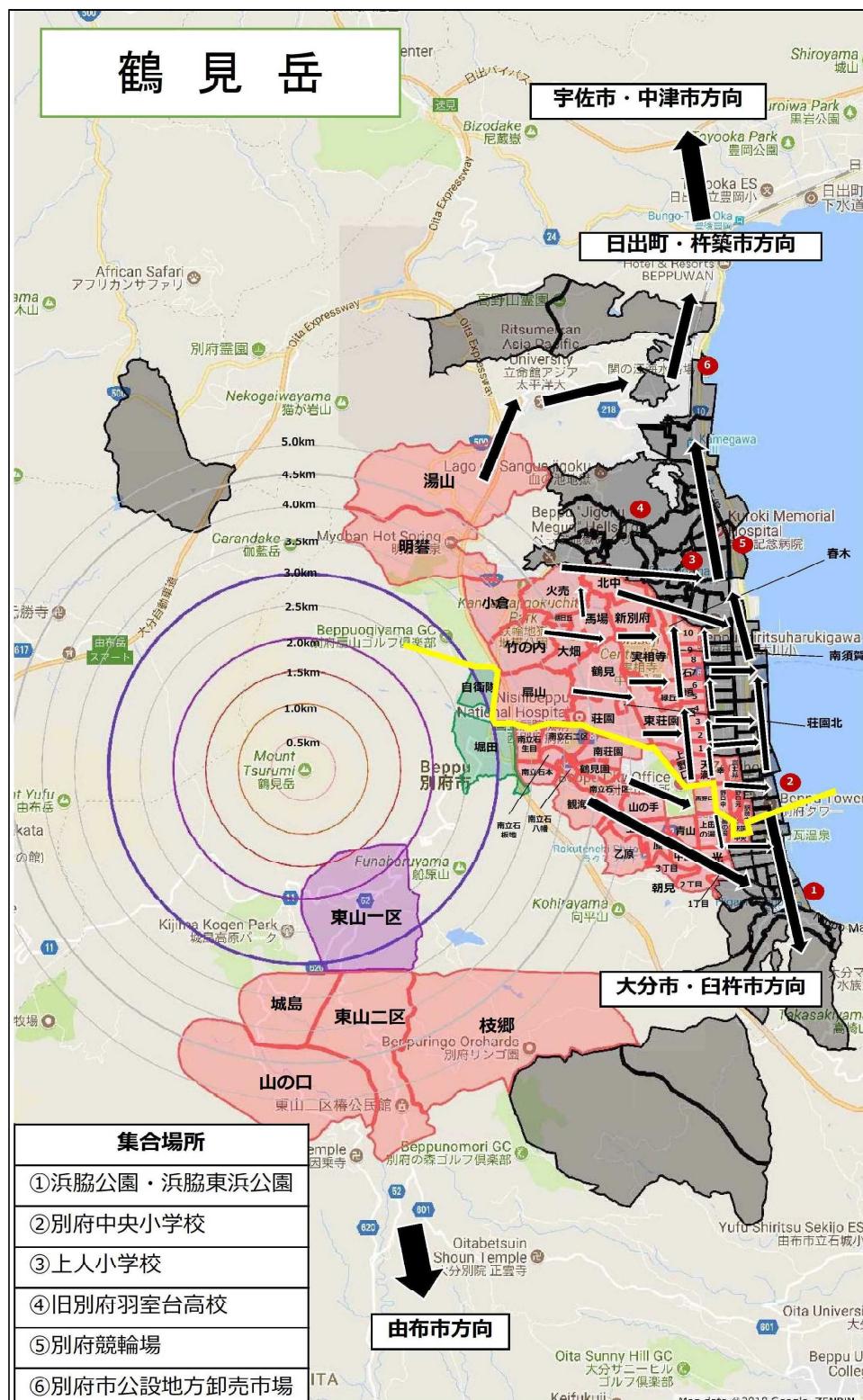
【火口周辺からの避難経路図】



※通行不能・規制情報は2016年8月3日情報(太分県HP)

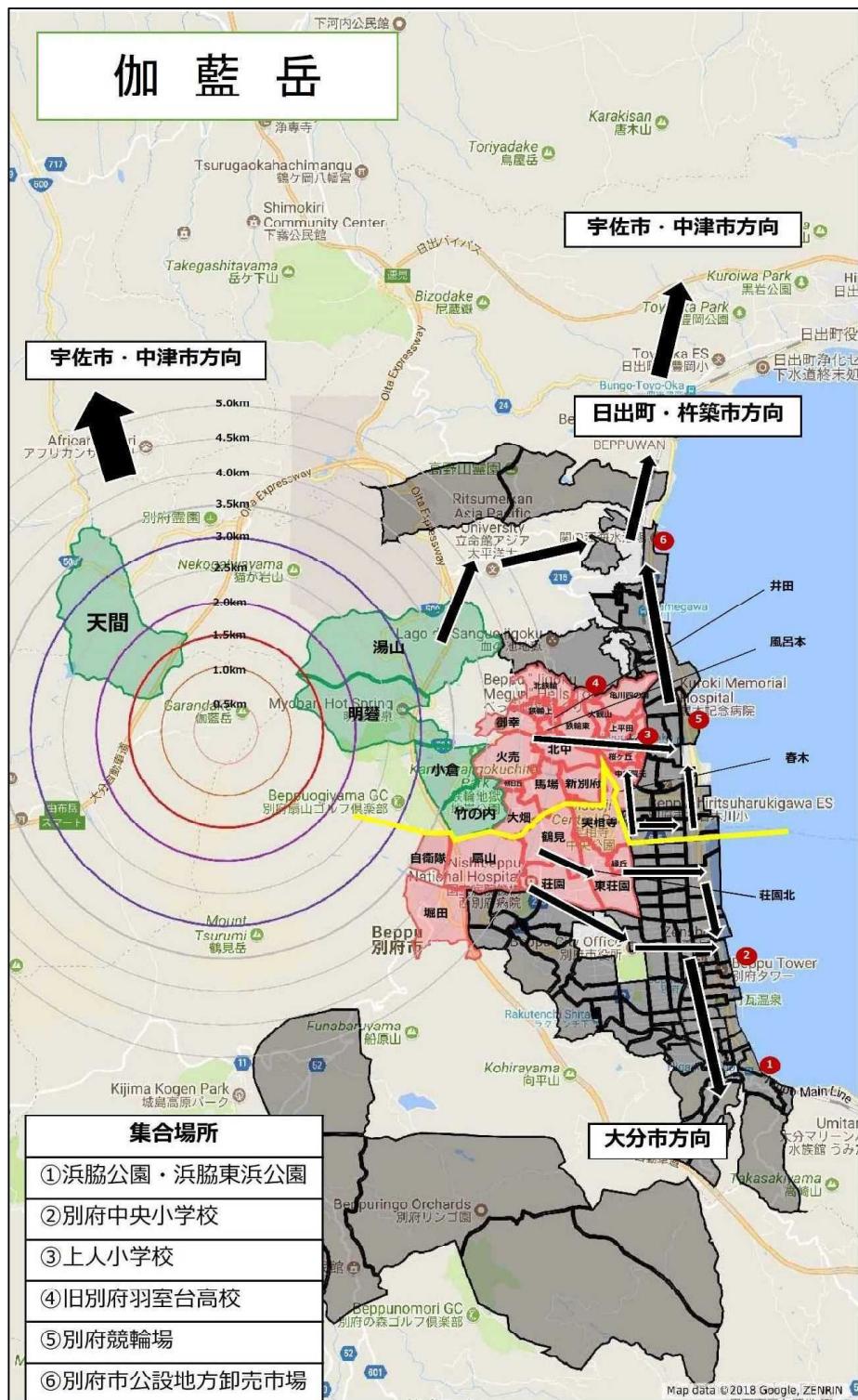
2) 広域避難する場合の避難ルート

噴火警戒レベル5（3次避難）での避難ルート 鶴見岳



(三次避難区域) 3 kmを超える居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫

噴火警戒レベル5（3次避難）での避難ルート 伽藍岳



(三次避難区域) 3 kmを超える居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫

3) 各構成機関の配備体制

【大分県】

風水害等対策編 第3部 災害応急対策
第2章 活動体制の確立
第1節 組織

(1) 災害対策連絡室

イ 災害対策連絡室 (イ) 設置基準

- a. 大分地方気象台が警報を発表したとき（ただし、海上警報は除く。）
- b. 福岡管区気象台が九重山、鶴見岳・伽藍岳に係る火山の状況に関する解説情報（臨時）又は火口周辺警報（噴火警戒レベル2又は3）を発表したとき
- c. 福岡管区気象台が由布岳に係る火山の状況に関する解説情報（臨時）又は火口周辺警報を発表したとき
- d. その他異常な自然現象等により災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害応急対策を実施する必要があるとき
- e. その他、特に必要と認めるとき

(ロ) 設置場所

県庁舎本館6階 大分県防災センター内

(ハ) 組織・職制

室長	防災対策企画課長
副室長・室員	別に定める職員

(ニ) 処理すべき主な事務

- a. 災害情報の収集及び伝達
- b. 市町村の対処態勢・活動状況の把握
- c. 関係機関等に対する災害対策上の通報

(ホ) 解散基準

- a. 警報等が解除され、準備体制を継続する必要がないと認めるとき
- b. 災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき
- c. 被害状況等により準備体制を継続する必要がないと認めるとき

(ヘ) その他

各部局長は、災害の状況に応じて別途職員を配置し、災害応急対策を行うものとする。

ロ 地区灾害対策連絡室

(イ) 主な設置基準

- a. 大分地方気象台が当該振興局の管内に警報を発表したとき（ただし、海上警報は除く。）
- b. 福岡管区気象台が九重山、鶴見岳・伽藍岳、又は由布岳に係る火口周辺警報を発表したとき
- c. その他異常な自然現象等により当該振興局の管内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害応急対策を実施する必要があるとき
- d. その他、特に必要と認めるとき

(ロ) 設置場所

振興局内

(ハ) 組織・職制

地区室長	振興局次長（地域防災監）
地区副室長・地区室員	別に定める地方機関の職員

(ニ) 処理すべき主な事項

- a. 地区内の災害情報の収集及び伝達
- b. 地区内の地方機関の対処態勢・活動状況の把握
- c. 災害対策連絡室との連絡調整

(ホ) 解散基準

- a. 警報等が解除され、準備体制を継続する必要がないと認めるとき
- b. 地区灾害警戒本部又は地区灾害対策本部が設置されたとき

風水害等対策編 第3部 災害応急対策
第2章 活動体制の確立
第1節 組織

- c. 被害状況等により準備体制を継続する必要がないと認めるとき
(～) その他
地方機関の長は、災害の状況に応じて別途職員を配置し、災害応急対策を行うものとする。

(2) 災害警戒本部

イ 災害警戒本部

(イ) 設置基準

- a. 大分地方気象台が警報を発表し、かつ、相当規模の被害が発生し、または発生するおそれがあるとき
- b. 福岡管区気象台が九重山に係る噴火警報（噴火警戒レベル4）を発表したとき
- c. 福岡管区気象台が鶴見岳・伽藍岳、又は由布岳に係る噴火警報を発表したとき
- d. その他異常な自然現象等により相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき
- e. その他、特に必要と認めるとき

(ロ) 設置場所

県庁舎本館6階 大分県防災センター内

(ハ) 組織・職制

本部長	生活環境部防災局長
副本部長	生活環境部防災危機管理監

(二) 処理すべき主な事務

- a. 災害情報の収集及び伝達
- b. 市町村の対処態勢・活動状況の把握
- c. 関係機関等に対する災害対策上の通報
- d. 関係部局の初動措置等の総合調整

(ホ) 解散基準

- a. 警報等が解除され、警戒体制を継続する必要ないと認めるとき
- b. 災害対策本部又は災害対策連絡室が設置されたとき
- c. 被害状況等により警戒体制を継続する必要ないと認めるとき

(～) その他

- a. 災害に関する情報等を一元的に掌握し、災害応急対策を円滑に処理するため情報室を設置する。

室長	防災対策企画課長
副室長・室員	別に定める職員

- b. 広報業務を円滑に推進するため広報員を配置する。配置にあたっては、広報広聴課長が、災害対策本部広報・情報発信班要員の中から広報広聴課職員を含み指名する。
- c. 各部局長は、災害の状況に応じて別途職員を配置し、災害応急対策を行うものとする。

ロ 地区灾害警戒本部

(イ) 主な設置基準

- a. 大分地方気象台が当該振興局の管内に警報を発表し、かつ、相当規模の被害が発生し、または発生するおそれがあるとき
- b. 福岡管区気象台が九重山、鶴見岳・伽藍岳、又は由布岳に係る噴火警報を発表したとき
- c. その他異常な自然現象等により当該振興局の管内に相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき

風水害等対策編 第3回 災害応急対策
第2章 活動体制の確立
第1節 新設

d. その他、特に必要と認めるとき

(ロ) 設置場所

振興局内

(ハ) 組織・職制

地区本部長	振興局長
地区副本部長	振興局次長（地域防災監）

(二) 対応すべき主な事務

- a. 地区内の災害情報の収集及び伝達
- b. 地区内の地方機関の対処態勢・活動状況の把握
- c. 関係地方機関の初動措置等の総合調整
- d. 災害警戒本部との連絡調整

(ホ) 解散基準

- a. 警報等が解除され、警戒体制を維持する必要がないと認めるとき
- b. 地区災害対策本部又は地区災害対策連絡室が設置されたとき
- c. 被害状況等により警戒体制を維持する必要がないと認めるとき

(ヘ) その他

- a. 災害に関する情報を一元的に掌握し、災害応急対策を円滑に処理するため地区情報を設置する。

地区室長	振興局長
地区副室長・地区室員	別に定める地方機関の職員

- b. 地方機関の長は、災害の状況に応じて別途職員を配置し、災害応急対策を行うものとする。

(3) 災害対策本部

イ 災害対策本部

(イ) 設置基準

- a. 大分地方気象台が特別警報を発表したとき
- b. 大分地方気象台が警報を発表し、かつ、大規模な被害が発生し、または発生するおそれがあるとき
- c. 福岡管区気象台が九重山に係る噴火警報（噴火警戒レベル5）を発表したとき
- d. 福岡管区気象台が鶴見岳・伽藍岳、又は由布岳に係る噴火警報を発表し、かつ大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
- e. その他異常な自然現象等により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、総合的な災害応急対策を実施する必要があるとき
- f. その他、特に必要と認めるとき

(ロ) 設置場所

県庁舎本館6階 大分県防災センター内

ただし、防災センターが被災し使用できない場合は、県庁舎等に設置するものとする。

(ハ) 組織・職制

本部長	知事
副本部長	副知事、警察本部長
本部員	知事部局の部局長、企画局長、病院局長、教育長、警察本部警備部長、生活環境部防災局長、海上自衛隊別府駐屯地連絡幹部職員、海上保安庁第七管区海上保安本部大分海上保安部職員

- a. 災害応急対策の基本方針その他の重要な事項を協議するため、本部長、副本部長及び

里水市等対策編 第3部 災害応急対策
第2章 活動体制の確立
第1節 組織

本部員を構成員とする本部会議を設置する。

- b. 本部会議の事務処理及び災害に関する情報を一元的に掌握し、災害応急対策を円滑に処理するため総合調整室を設置する。

室長	生活環境部防災危機管理監
室員	別に定める職員

- c. 広域支援に関する情報を一元化に掌握し、広域応援対策を円滑に処理するため、受援・市町村支援室を設置する。

室長	総務部審議監
室員	別に定める職員

- d. 各種の災害応急対策の実施及び災害情報の収集等を遂行するため、部及び班を設置する。

部長	企画振興部長、福祉保健部長、生活環境部防災局長、商工観光労働部長、農林水産部長、土木建築部長、警察本部警備部長、教育長
調整担当官	別に定める職員
班長・副班長・班員	別に定める職員

(二) 処理すべき主な事項

- a. 本部会議の協議事項
- ・災害応急対策の重点項目の決定
 - ・災害応急対策の進捗状況
 - ・自衛隊の災害派遣要請の決定
 - ・広域応援要請の決定
 - ・災害救助法適用の決定
 - ・その他災害対策本部長が必要と認める事項
- b. 総合調整室の主な処理事務
- ・災害情報の一元的な管理
 - ・災害対策本部の人員調整
 - ・被害状況、避難状況等の情報収集
 - ・安全情報、義援物資の受付等広報
 - ・関係団体への応援要請
 - ・緊急車両の確認
 - ・災害応急対策の全体調整
 - ・広域避難及び応援の要請
 - ・各部をまたがる重要事項の連絡調整
 - ・原子力災害対策に係る連絡調整及び住民問い合わせ対応
 - ・原子力災害時の環境放射線モニタリングの実施
 - ・原子力災害時の放射線防護措置実施に係る指揮及び全体調整
 - ・原子力災害時の広域避難者の受け入れ調整
 - ・ヘリコプターの運用調整
 - ・その他必要な事項
- c. 総務班の主な事務処理
- ・本部会議の事務

風水害等対策編 第3回 災害応急対策
第2章 活動体制の確立
第1節 組織

- ・庁内施設、設備の確保
- ・防災会議、指定地方行政機関等との連絡
- d. 広報・情報発信班の主な処理事務
 - ・報道機関との連絡体制の確立
 - ・プレスルーム等の運営
 - ・避難情報、ライフライン情報の報道機関・県民等への広報
 - ・二次災害防止のための報道機関・県民等への広報
- e. 受援・市町村支援室の主な処理事務
 - ・他の都道府県等からの連絡員の受け入れ
 - ・九州・山口9県被災地支援対策本部への応援要請
 - ・災害時緊急支援隊員及び副隊員候補者の人選
 - ・県への応援必要人数の把握
 - ・県内被災市町村への応援可能な県職員数の把握
 - ・他の都道府県からの応援職員の受け入れ
 - ・被災市町村への派遣必要人数の把握
 - ・被災市町村以外の市町村への応援職員の派遣要請

1. 各部の主な処理事務

【被災者救援部】

- ・避難所開設・運営への協力・支援
- ・避難所における被災者からの要望状況の把握
- ・ボランティア活動に関する情報の一元管理
- ・大分県ボランティア・市民活動センター等との連絡調整及び情報の共有
- ・ボランティアの要請及び派遣についての調整
- ・廃棄物の処理方法及び集積場所についての助言及び情報提供
- ・消費生活相談所の開設
- ・生活関連物資の価格調査及び監視
- ・被災した留学生等の在住外国人や外国人観光客等への情報提供・支援

【支援物資部】

- ・食料、飲料水、生活用品等の供給及びあっせん
- ・市町村に対する救助物資等の配分
- ・給水所の派遣
- ・支援食料、義援物資等の受入
- ・大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握
- ・緊急輸送車両等に必要な燃料の確保

【福祉保健医療部】

- ・救急医療体制の確立
- ・災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、災害派遣福祉チーム（DCAT）等の派遣
- ・医療支援チーム、保健活動チーム（保健師及び事務職員等で構成するチーム、以下同じ。）等の派遣
- ・医療・保健衛生ニーズの把握
- ・福祉避難所開設への協力・支援
- ・要配慮者の被災状況の把握及び対策
- ・区域的な救急医療活動の調整
- ・被災者の感染症対策、健康・栄養相談

- ・学校の保健衛生管理
- ・被災動物の保護
- ・遺体の埋・火葬の調整
- ・原子力災害時の医療チーム及びスクリーニングチームの派遣

【児童・生徒対策部】

- ・学校施設及び職員、児童・生徒等の被災状況の把握
- ・教室の確保、応急授業の実施及び教材学用品の供給
- ・学校での保健衛生措置の実施

【通信・輸送部】

- ・通信設備の確保
- ・専用回線の設置
- ・被災地との連絡体制の確立
- ・物資その他の輸送に必要な情報の収集・伝達
- ・輸送経路の選定
- ・緊急輸送又は救出救助・消防活動に必要な輸送車両の確保
- ・緊急輸送等の実施
- ・代替交通手段の確保

【社会基盤対策部】

- ・公共施設の被害状況についての情報収集及び提供
- ・被災した公共施設の応急復旧
- ・市町村の公共施設の応急復旧に対する支援
- ・緊急輸送道路・港湾の辟開
- ・交通規制の実施
- ・二次災害の防止活動
- ・被災地における住宅ニーズの把握
- ・応急仮設住宅の建設及び管理
- ・被災住宅の応急修理
- ・災害公営住宅の建設
- ・市町村が行う被災者に対する住宅の供給、確保対策への協力
- ・公営住宅の空き部屋調査及び緊急家賃調査の実施
- ・総合住宅相談所の開設

【農林水産基盤対策部】

- ・公共施設の被害状況についての情報収集及び提供
- ・農林水産施設及び農作物の被害状況についての情報の収集及び提供
- ・原子力災害時の地域生産物等の搬取制限の実施に係る措置
- ・被災した公共施設の応急復旧
- ・市町村の公共施設の応急復旧に対する支援
- ・緊急輸送道路・港湾の辟開
- ・二次災害の防止活動

【治安対策部】

- ・住民の避難誘導
- ・被災者の救出救助
- ・防犯パトロールの実施
- ・街りごと相談所の開設
- ・臨時交番等の設置
- ・交通状況についての情報収集

震災対策本部編 第3章 災害応急対策

第2章 活動体制の確立

第1節 組織

- ・帰宅困難者に対する情報提供地点の確保及び誘導
- ・緊急交通路の確保
- ・交通規制の実施

(ホ) 災害対策本部設置の通知

災害対策本部を設置したときは、総合調整室情報収集班が大分県防災会議委員、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他防災関係機関に通知する。

(ヘ) 解散基準

気象情報や被害状況等により、本部による災害対応を継続する必要がないと災害対策本部長が認めるとき

(ト) その他

a. 部局長は各部局の体制及び要員等について定めるものとする。

12 地区灾害対策本部

(イ) 主な設置基準

災害対策本部が設置されたとき。ただし、災害対策本部長の指定する地区灾害対策本部の位置づくことができる。

(ロ) 設置場所

振興局内

(ハ) 組織・職制

地区本部長	振興局長
地区副本部長	振興局次長（地域防災監）。保健所長、土木事務所長、教育事務所長、警察署長
地区本部員	地方機関の長

a. 地区灾害対策本部に地区本部会議及び对策のための班を設置する。なお、各班の設置及び要員の配置については、所管する地域及び県の機関の状況並びに災害の規模を勘案して地区本部長が決定する。

(二) 処理すべき主な事項

(被災者救援班)

- ・被管理施設利用者の避難誘導
- ・被災地及び被災者の状況の把握
- ・市町村が行う災害応急対策に必要な支援・協力
- ・帰宅困難者に対する情報提供地点の確保及び誘導
- ・被災地におけるボランティア活動の支援
- ・支援物資の要望及び配布の状況の把握
- ・児童・生徒の被災状況及び学校運営状況の把握

(支援物資班)

- ・備蓄物資の開放及び義援物資の受入
- ・救援物資・義援物資の配分
- ・物資の過不足等の状況調査及び不足物資の調達
- ・救援物資に係る市町村の支援
- ・生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視
- ・大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握

(保健所班)

- ・社会福祉施設、医療施設、毒劇物施設の被災状況、指定避難所の開設状況ほか、医療救護・保健衛生活動に必要な情報の収集
- ・救急医療活動の調整

備水害等対策編 第2部 災害応急対策

第2章 活動体制の確立

第1節 組織

- ・医薬品及び衛生資材の調達・確保
- ・医療支援チーム、保健活動チームのローテーションや活動の調整
- ・被災地における衛生維持及び防疫
- ・補給水源の衛生状況調査
- ・福祉避難所開設への協力・支援
- ・要配慮者に対する情報提供及び保健指導
- ・学校の保健衛生
- ・被災動物の保護

(通信・輸送班)

- ・通信設備の確保
- ・交通状況の把握
- ・被災地との通信手段の確保
- ・救援物資・義援物資の配送
- ・被災者の指定避難所への移送

(社会基盤対策班)

- ・公共施設の被災状況の確認・報告
- ・県管理施設の点検、避難対策及び応急対策
- ・被災した公共施設の応急復旧
- ・被災建築物の応急危険度判定
- ・緊急交通事故の確保
- ・二次災害防止のための危険箇所の点検、避難対策及び応急対策
- ・被災地における住宅ニーズの把握
- ・応急仮設住宅の建設及び管理、被災住宅の応急修理、災害公営住宅の建設
- ・市町村が行う被災者に対する住宅の供給、確保対策への協力
- ・総合住宅相談所の開設

(庶務班)

- ・管轄地区内の被害・応急対策状況等の情報の収集、取りまとめ及び本部総合調整室への報告
- ・災害関連、避難、要配慮者、交通、地域の安全、物資等に係る各種情報の受信・提供
- ・義援物資の受付品目・送付場所の情報提供
- ・市町村災害対策本部との連絡調整
- ・市町村や関係機関、住民等からの要請、要望、相談等の受付
- ・地区本部の施設、設備の被害状況把握及び機能維持のための応急対策
- ・地区本部会議の事務
- ・現地災害対策本部の設置
- ・職員の配置・調整
- ・被災市町村への職員の派遣
- ・緊急通行車両の確認
- ・消費生活相談所の開設
- ・住民からの要望事項への対応

(ホ) 解散基準

災害対策本部が解散したとき。

(ヘ) その他

- a. 地方機関の長は、災害の状況に応じて別途職員を配置し、災害応急対策を行うものとする。

ハ、現地災害対策本部

(イ) 設置目的

甚甚な災害が発生した場合、災害現地において、災害対策本部の事務の一部である災害関係情報の迅速な収集・伝達、被災地の実情を踏まえた対策を行う。

(ロ) 組織・職制

現地本部長	副知事、本部員（県警本部長を除く。）及び副部長のうちから本部長が指名
現地副本部長	地区本部長及び地区副本部長のうちから本部長が指名
現地本部員	関係課の要員及び関係地区的地区本部員のうちから本部長が指名

(ハ) 処理すべき主な事務

- a. 県が実施すべき災害応急対策の優先項目の決定に関する事項
- b. 市長村及び防災関係機関等から県に対する災害応急対策の要望等の処理に関する事項
- c. 効果的な地区本部組織の変更決定及び他県等からの応援要員の指揮に関する事項
- d. 市町村が実施すべき災害応急対策の指導方針の決定及び指示に関する事項
- e. その他災害応急対策に関し、緊急に処理すべき事案の処理方針の決定に関する事項
- f. 本部への連絡、報告等に関する事項

(4) その他

イ 災害対策本部にあっては、地区災害対策本部又は市町村の行う災害応急対策を支援する職員の派遣について検討するとともに、地区災害対策本部にあっては、市町村の行う災害応急対策を支援する職員の派遣について検討する。

職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

ロ 被災者の救出・救助等の災害応急対策を迅速かつ適切に実施できるよう、被災現地における防災関係機関の連絡調整を図る組織について検討する。

【別府市】

風水害・火山対策編 第3章 災害応急対策 第1節 組織体制の確立

第1節 組織体制の確立

大規模災害の発生時においては、市民からの災害通報及び防災関係機関等からの災害情報が集中し、混乱と錯綜の状態となることが予想されるため、市は迅速に組織体制の確立を図り災害通報及び情報を的確に処理するものとする。

1 災害対策本部

災害対策本部長は、災害対策本部を設置する場合、直ちに災害対策本部員を招集し、応急対策について協議するものとする。

なお、各対策部長及び班長は、災害対策本部会議の決定に基づき班員を指揮し、応急対応に万全を期すものとする。

(1) 災害対策本部の設置基準

災害対策本部の設置基準は、気象業務法に基づく警報が大分地方気象台から発表され、既に災害が発生し今後も被害が拡大する可能性が大であるとき及び活動火山対策特別措置法に基づく「噴火警報」が発表され、小規模な火山災害の発生又は発生のおそれがあるときの非常体制以上のときとする。

なお、風水害・火山災害による配備体制は次表のとおりとする。

風水害・火山災害の配備体制

配備体制	風 水 害	火 灾 害
災害対策連絡室 ※消防署は警備配置	波浪警報以外の警報が発表された時又は災害の発生が予想され、状況の変化に即応する準備を要するとき。	火山活動の前兆現象が発見された場合、又は地震の発生により状況の変化に即応する準備を要するとき。
災害警戒本部	災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。	「火口周辺警報」の発表後において、防災上での注意を喚起し警戒を要するとき。
災害対策本部 (非常体制)	【第1次体制】 災害対策本部 1次要員	気象業務法に基づく警報が発表される等、災害の発生が予想され総合的な対策、又は応急対策を必要とするとき。
	【第2次体制】 災害対策本部 2次要員	現に災害が発生しつつあり、かつ、相当な被害拡大が予想されるとき。
	【第3次体制】 災害対策本部 3次要員	気象業務法に基づく特別警報が発表される等災害が特に甚大な場合、又は市全域にわたって大災害が発生したとき。

(2) 災害対策本部の設置時刻

原則として、災害の発生直後から概ね1時間以内に、災害対策本部を設置するものとする。

(3) 災害対策本部の責任体制の強化

災害の発生から1時間以内に何らかの理由により、本部長、副本部長の登庁が遅れた場合は、災害対策本部条例第2条第2項の規定にかかわらず、本部室長が

その責務を代行する。

また、各対策部長及び班長についても、同様の措置を行い、責任体制の強化を行うものとする。

(4) 災害対策本部の設置場所

- ① 災害対策本部は、基本的に別府市庁舎内へ設置するものとする。
- ② 災害対策本部の移設については、災害状況等を勘案し災害対策本部長が決定するものとする。

(5) 災害対策本部の設置手順

災害の発生が予想され、総合的な対策を要するなどの設置基準に至り災害対策本部長が要すると判断したとき、災害対策本部を設置するものとする。

なお、災害対策本部の設置から、災害が終息し解散するまでの手順は次のとおりとする。

① 防災会議の非開催

平成8年1月の災害対策基本法一部改正により、防災会議の意見を要しないこととなったが、火山災害については、現象の確認から発災までの期間に防災会議の開催が可能であるとともに、人身被害の災害危険度が大きいことから、全市的防災対応を実施するため防災会議を開催し意見を聴取することができるものとする。

② 災害対策本部の設置

前項の「風水害・火山災害の配備体制」表により、災害対策本部を設置する。

③ 災害対策本部設置の通知

災害対策本部を設置した場合は、迅速に次の関係機関に通知する。

ア 県防災対策企画課

イ 県東部振興局

ウ 県別府土木事務所

エ 陸上自衛隊別府駐屯地(第三科)

オ 大分海上保安部

カ 別府警察署

キ 国土交通省大分河川国道事務所

ク 国土交通省別府港湾・空港整備事務所

④ 災害対策本部室の要員配置

別に定める「災害対策初動マニュアル(本部室要員名簿)」に基づき配置する。

⑤ 要員の勤員

ア 勤務時間内の場合は、市防災メール又は庁内放送、内線電話、口頭等により、職員の配備の伝達を行うものとする。

イ 勤務時間外の場合は、市防災メールにより行い、必要に応じて災害対策要員連絡網による伝達を行うものとする。

⑥ 災害対策本部の解散

ア 災害が鎮静化した後、災害状況事後調査を実施する。

イ 災害対策本部長は、災害対策本部会議を開催し、災害対策本部の解散を決定する。

2 災害対策本部の構成

大規模災害の発生時において、輻輳する災害情報を迅速・円滑に処理し、的確な防災対応を実施するため、災害対策本部を次のとおり構成する。

(1) 本部会議

- ① 本部長(市長)及び副本部長(副市長・教育長)
- ② 本部室長(共創戦略室長)

(3) 各対策部長

※ 本部会議は以上で構成され、市民等からの災害情報は「災害受付処理票」…(様式9)により受理する。

本部会議では応急対策及び自衛隊の要請、避難勧告・指示、警戒区域設定、災害対策本部の解散を決定し、「指示書」…(様式10)により各対策部・班に命令・指示をする。

また、各対策部・班は、災害現場の状況報告を「災害応急活動報告書」…(様式11)により本部会議に報告する。

本部室情報班は、各対策部の報告を「災害受付及び応急活動報告一覧表」…(様式12)にまとめるものとする。

(2) 本部室

- ① 本部室長(共創戦略室長)
- ② 総括班、情報班、広報班、機動班

(3) 対策部

- ① 各対策部長
- ② 各対策部要員

3 現地災害対策本部

災害対策基本法第23条の2第5項に基づき、災害地に現地災害対策本部を設置し、災害対策本部事務の一部を実施する。

(1) 現地災害対策本部の組織

災害対策本部長(市長)は、災害対策副本部長(副市長・教育長)及び災害対策本部室要員並びにその他職員のうちから、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員を指名する。

(2) 現地災害対策本部の設置基準

災害対策本部長は、大規模災害が発生し特に必要であると認められる場合において、現地災害対策本部を設置する。

なお、現地災害対策本部設置の具体的な基準は、次のとおりとする。

- ① 風水害及びその他の災害発生により、特定の地域において被害が集中発生したとき
- ② 列車、バス、船舶及び航空機の事故により、多数の死傷者又は避難者が発生したとき
- ③ 火薬類、ガス類、劇薬類、危険物その他の危険性物品の大量放出又は爆発などにより大規模な被害が発生したとき
- ④ 多数の住宅が焼失又は焼失するおそれのある大規模火災が発生したとき

(3) 現地災害対策本部の設置期間

災害地における緊急な応急措置が終了するまでとする。

(4) 現地災害対策本部の設置場所

原則として、災害が発生した地域に所在する公共機関に設置する。

(5) 現地災害対策本部の事務分掌

現地災害対策本部が実施する事務分掌は、次のとおりとする。

- ① 被害状況等の調査及び確認に関する事項
- ② 市が実施すべき応急対策活動に関する事項
- ③ 災害対策本部への被害状況等の情報伝達に関する事項
- ④ その他、現地災害対策に必要な事項

4 水防本部の統合

水防本部は、別府市災害対策本部が設置された場合には、災害対策本部に統合す

3 災害発生時における市の組織体制

本部長（市長）は、災害が発生し、又は発生することが予想される場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策本部を設置する。なお、災害対策本部の設置前又は設置がされない場合には、災害の種類及び規模に応じて災害対策連絡室又は災害警戒本部を設置するものとし、組織体制については次のとおりとする。

（1）組織体制

体制	設置基準	組織内容
第一次体制 (災害対策連絡室)	1. 大分地方気象台が宇佐市に警報を発表したとき（ただし海上警報を除く。） 2. 福岡管区気象台が鶴見岳、御監岳に係る火山の状況に関する解説情報（臨時）又は火口周辺警報（噴火警戒レベル2又は3）を発表したとき 3. その他異常な自然現象等により管内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害応急対策を実施する必要があるとき 4. その他、特に必要と認めるとき	室長：危機管理課長 班員：危機管理課、耕地課、林業水産課、土木課、各支所地域振興課、産業建設課、消防本部の人員で情報収集及び連絡活動を行うために必要な者として別に定める人員
第二次体制 (災害警戒本部)	1. 大分地方気象台が宇佐市に警報を発表し、かつ相当規模の被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 2. 福岡管区気象台が鶴見岳、御監岳に係る噴火警報を発表したとき 3. その他異常な自然現象等により管内に相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき 4. その他、特に必要と認めるとき	本部長：総務部長 危機管理課長以下危機管理課全職員、総務課長以下総務課全職員、耕地課長以下耕地係全職員、林業水産課長以下林業水産課全職員、土木課長以下工務係全職員及び道路維持係全職員、福祉課長以下福祉総務係全職員及び障がい者支援係全職員、介護保険課長以下高齢者支援係全職員、学校教育課長以下学校教育課全職員、社会教育課長以下社会教育課全職員、支所及び消防本部の人員で情報収集・連絡活動を行うために必要な者として別に定める人員
第三次体制 (災害対策本部)	1. 大分地方気象台が宇佐市に特別警報を発表したとき 2. 大分地方気象台が宇佐市に気象業務法の警報を発表し、かつ大規模な被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 3. 福岡管区気象台が鶴見岳、御監岳に係る噴火警報を発表し、かつ大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 4. その他異常な自然現象等により管内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、総合的な災害応急対策を実施する必要があるとき 5. その他、特に必要と認めるとき	全職員（本部の全機能をもって総合的かつ強力な防災活動を実施する体制とする。） なお、必要な場合は、必要な職員のみとすることができる。

[由布市]

風水害等対策編 第2部 災害応急対策計画

第2章 活動体制の確立に関する計画

第2節 勤員配備計画

2) 配備要員

配備要員は「災害応急対策勤員配備表」に定めるところによる。

《 災害応急対策勤員配備表 》

【 本部 】

災害警戒準備室	<p>1. 発令基準</p> <p>①気象警報が発令された場合 ②水防警報の水防団待機水位をこえ、はん濫注意水位に達するおそれがある場合 ③気象庁が震度4を発表した場合 ④噴火予報が発表された場合</p> <p>2. 体制</p> <p>防災安全課は直ちに登庁し、被害の情報等の収集・伝達に努める。消防本部の非番要員は、連絡が付く体制。</p> <p>②配置：防災安全課職員全員</p> <p>②設置場所：本庁舎</p>
災害対策警戒本部	<p>1. 発令基準</p> <p>①気象警報が発令され、相当規模の被害が発生し、又は発生するおそれがある場合 ②水防警報のはん濫注意水位をこえ、なお水位の上昇が予想される場合（宮川については湯布院支部警戒本部で対応） ③気象庁が震度5弱を発表した場合 ④火口周辺警報が発表された場合</p> <p>2. 体制</p> <p>相当規模の被害が発生し、または発生する恐れがあるときは、総務部長は直ちに登庁し、各部長へ連絡するとともに被害の情報等の収集・伝達に努める。消防本部は非番要員の待機命令。</p> <p>①本部長：副市長 　副本部長：総務課長、建設課長、福祉課長、会計管理者、消防長 ②本部員：総務課、建設課、農政課、水道課、福祉課、防災安全課 ③待機：各課（待機命令が発令された場合は、各課にて待機） ④各部長は、災害の状況に応じて別途職員を配置し、災害の応急対策を行う（職員の配置、応急対策の内容については各部局で定める）。 ⑤設置場所：本庁舎</p>

災害対策本部 (現地対策本部)	<p>1. 発令基準</p> <p>①気象警報が発令され、大規模な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合</p> <p>②水防警報のはん濫危険水位に達し、重大な灾害が発生するおそれがある場合</p> <p>③土砂灾害警戒情報が発表された場合</p> <p>④特別警報が発令された場合。</p> <p>⑤気象庁が震度5強を発表した場合（職員は、自主参集）</p> <p>⑥噴火警報が発表された場合</p> <p>2. 体制</p> <p>大規模の被害が発生し、または発生する恐れがあるときは次による。</p> <ul style="list-style-type: none">・第1次体制：各部各班5割（状況により変更する）の職員（各課において体制整備）・第2次体制：全職員 <p>①本部長：市長</p> <p>副本部長：副市長、教育長</p> <p>②本部員：各部各班長</p> <p>③本部長は、災害の状況に応じて要員を増員する。</p> <p>④対策本部に部・班を設置し、災害応急対策の実施及び災害情報の収集等を行う。</p> <p>⑤設置場所：本庁舎（災害発生の地域が限定される場合においては、現地対策本部を設置する。）</p>
--------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【日出町】

第2章 活動体制の確立 第1節 組織

に避難する。避難所の運営にあたっては、避難施設の管理者、町職員等に協力する。また夜間や停電の場合に備え、すみやかに避難所を開設できるように、自治会や自主防災組織では、防災関係者とともに自治公民館（指定緊急避難場所（津波一時避難場所）等の開け方（鍵の管理）や非常用電源の位置、電話、連絡網等をあらかじめ確認しておくことが必要である。

(2) 的確な初期消火

近隣で出火した場合、地域で協力して消火器やバケツリ一等による初期段階での消火に努めるとともに、消防組合、消防団の出動時には、その指示に従って適切な協力をを行う。

(3) 的確な救出

地域内で家屋の倒壊等による被災者の救出が必要となった場合、地域内にある資機材（のこぎり、かけや等）を活用して二次灾害に留意しながら可能な限りの救出活動を行うとともに、消防組合、消防団、警察署、自衛隊等の出動時には、その指示に従って適切な協力をを行う。

(4) 負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

地域で負傷者が出了した場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。

(5) 近所の要配慮者への援助

地域内に在住する高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者の避難、初期消火等の援助に努める。

(6) 的確な情報収集と防災関係機関への通報

地域内の災害状況を迅速に把握し、町役場、消防組合、警察署（駐在所）等に速やかに通報する。

3 企業・事業所

(1) 的確な避難

災害発生時、従業員や顧客などを安全な場所へ避難させる。

(2) 的確な初期消火

企業・事業所内で出火した場合、消火器等を用いて初期段階での消火に努める。なお、自衛消防組織を持つ事業所にあっては、被害を事業所内に食い止めることに全力を尽くす。消防組合、消防団の出動時には、その指示に従って適切な協力をを行う。

(3) 負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

事業所内で負傷者が出了した場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。

(4) 地域（隣近所、自治会）の活動への協力

事業所の所在する地域の防災活動に積極的に協力する。

4 災害対応社員等の家族の安否確認

発災時に家族と離れていた社員等は、速やかに家族の安全を確認し、心理的ストレスを解消することで冷静に業務に取り組めるよう、平時から家族間での連絡方法を確認しておか

なければならない。

第2章 活動体制の確立

第1節 組織

災害応急対策を総合的かつ集中的に実施するために必要な組織は、この節の定めるところによって確立する。

1 活動組織の整備確立方針

災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、当該災害の発生を防禦し又は拡大を防止するために必要な処置は、それぞれの防災事務又は業務を所掌する防災関係機関が、その機能のすべてをあげて対処するものであることに鑑み、それぞれの防災関係機関において、当該事務又は業務を的確かつ円滑に実施するための防災活動組織を整備する。

2 災害発生時における町の組織体制

町長は、災害が発生し又は発生することが予想される場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策本部を設置する。なお、災害対策本部の設置前又は設置がされない場合には、災害の種類及び規模等に応じて災害警戒本部又は災害対策連絡室を設置するものとする。

(1) 災害対策連絡室

内 容	
設 置 基 準	⑥大分地方気象台が警報を発表したとき（ただし、海上警報は除く。） ⑦福岡管区気象台が九重山、鶴見岳、劍山、又は由布岳に係る火口周辺警報を発表したとき ⑧その他異常な自然現象等により災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害応急対策を実施する必要があるとき ⑨その他、総務課長が必要と認めたとき
設 置 場 所	日出町役場総務課内
組 織・職 割	【室長】総務課危機管理室長 【室員】総務課及び都市建設課、上下水道課、農林水産課の職員をもって構成する。 ただし、災害の程度に応じ適宜、職員数を増減できる。
処理すべき主な事務	⑩災害情報の収集・把握及び管内巡回 ⑪県への災害情報・対応態勢・活動状況の報告 ⑫関係機関等との防災対策上の情報交換
解 故 基 準	⑬注意報等が解除され、準備体制を継続する必要がないと認めるとき ⑭災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき ⑮被害状況等により準備体制を継続する必要がないと認めるとき

第2章 活動体制の確立
第1節 組織

(2) 災害警戒本部

内 容	
設置基準	<ul style="list-style-type: none"> ④大分地方気象台が警報を発表し、かつ、相当規模の被害が発生し、または発生するおそれがあるとき ⑤福岡管区気象台が九重山、鶴見岳・伊蘇岳、又は由布岳に係る噴火警報を発表したとき ⑥その他異常な自然現象等により相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき ⑦その他、総務課長が必要と認めたとき
設置場所	日出町役場内会議室
組織・職制	<p>【本部長】 総務課長 【副本部長】 総務課危機管理室長</p> <p>【部員】 総合調整部員及び各部長・副部長</p>
処理すべき主な事務	<ul style="list-style-type: none"> ①災害情報の収集・把握及び管内巡回 ②連絡活動及び住民への周知 ③県への災害情報・対応態勢・活動状況の報告 ④関係機関等との防災対策上の情報交換 ⑤災害応急活動が速やかに実施できる体制準備
解散基準	<ul style="list-style-type: none"> ①警報等が解除され、警戒体制を継続する必要がないと認めるとき ②災害対策本部又は災害対策連絡室が設置されたとき ③被害状況等により警戒体制を継続する必要がないと認めるとき

(3) 災害対策本部

内 容	
設置基準	<ul style="list-style-type: none"> ④大分地方気象台が特別警報を発表したとき ⑤大分地方気象台が警報を発表し、かつ、大規模な被害が発生し、または発生するおそれがあるとき ⑥福岡管区気象台が九重山、鶴見岳・伊蘇岳、又は由布岳に係る噴火警報を発表し、かつ大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき ⑦その他異常な自然現象等により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、紹介的な災害応急対策を実施する必要があるとき ⑧その他、町長が必要と認めたとき
設置場所	日出町役場内会議室
組織・職制	<p>【日出町災害対策本部組織図】</p> <p>【各対策部の編成】参照</p>
処理すべき主な事務	<p>【災害対策本部会議の協議決定事項】</p> <p>【各対策部の事務分掌】参照</p>
解散基準	<ul style="list-style-type: none"> ①警報等が解除され、災害対策本部を継続する必要がないと認めるとき ②被害状況等により災害対策本部を継続する必要がないと認めるとき ③災害応急活動がおおむね完了したと認めるとき

(4) 日出町災害対策本部組織編制表及び人員配置表

- ①災害対策本部組織編制表(日出町防災対策の手引き参照)
- ②災害対策本部人員配置表(同上)



【各対策部の編成】

部名	部長	副部長	部員
総合調整部	総務課長	総務課危機管理室長	当該各課長の指名者
総務対策部	財政課長	政策推進課長	総務課 財政課 政策推進課 議会事務局
建設対策部	都市建設課長	契約検査室長	都市建設課 税務課 上下水道課 契約検査室
農林水産商工対策部	農林水産課長	商工観光課長	農林水産課 商工観光課
上下水道対策部	上下水道課長	上下水道課 課長補佐	上下水道課 農業委員会 事務局
救援対策部	福祉対策課長	住民課 会計課 健康増進課 子育て支援課 監査委員会事務局	福祉対策課 住民課 会計課 健康増進課 子育て支援課 監査委員会事務局
衛生防疫対策部 (災害廃棄物処理班)	健康増進課長	生活環境課長	健康増進課 生活環境課 税務課
文教対策部	教育秘書課長	学校教育課長	文化・スポーツ 振興課 教育委員会

4) 協議会関係機関の連絡先一覧

区分	大分県関係機関	TEL
1号	防災対策企画課	097-506-3139
	自然保護推進室	097-506-3022
	観光政策課	097-506-2112
	砂防課	097-506-4634
	東部振興局総務部	0978-72-1211
	中部振興局総務部	097-506-5024
	北部振興局総務部	0978-32-1170
	別府土木事務所	0977-67-0211
	大分土木事務所	097-558-2142
	宇佐土木事務所	0978-32-1300
	市町関係機関	
	別府市防災危機管理課	0977-21-2255
	別府市観光課	0977-21-1111
	別府市農林水産課	0977-21-1133
	宇佐市危機管理課	0978-27-8111
	宇佐市観光・ブランド課	0978-27-8171
	由布市防災安全課	097-582-1140
	由布市商工観光課	097-582-1304
	日出町総務課危機管理室	0977-73-3150
	日出町商工観光課	0977-73-3158
2号	地方気象台等	
	気象庁福岡管区気象台気象防災部地域火山監視・警報センター	092-725-3616
3号	地方整備局	
	国土交通省九州地方整備局河川部河川計画課	092-476-3523
4号	陸上自衛隊	
	陸上自衛隊西部方面特科隊	0977-84-2111
	陸上自衛隊第41普通科連隊第3科	0977-22-4311
5号	警察	
	警察本部地域課	097-506-2131
	警察本部警部部警備運用課	097-506-2131
	大分南警察署警備課	097-542-2131
	別府警察署警備課	0977-21-2131
	杵築日出警察署警備課	0977-72-2131
6号	消防	
	別府市消防本部警防課	0977-25-1124
	宇佐市消防本部警防課	0978-32-0119
	由布市消防本部警防課	097-583-1310
7号	杵築速見消防組合消防本部警防課	0978-62-4328
	火山専門家	
8号	省略	
	その他	
	林野庁九州森林管理局総務企画部企画調整課	096-328-3642
	林野庁九州森林管理局大分森林管理署	097-532-9281
	林野庁九州森林管理局大分西部森林管理署	0973-23-2161
	国土交通省国土地理院九州地方測量部	092-411-7929
	国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所	097-546-1474
	環境省九州地方環境事務所くじゅう管理官事務所	0973-79-2631
	一般社団法人大分県バス協会	097-558-3946
	西日本高速道路株式会社九州支社大分高速道路事務所	097-546-8065

5) 交通規制位置・方法等確認票（イメージ）

担当市町	登山口	設置担当者	備蓄場所・管理方法等			看板		交通規制			移動方法				
			所属 (勤務地・ 部署)	氏名	連絡先	備蓄 場所	保管場所の鍵管理方法 (所有者・保管場所等)	専用看 板 の有無	設置数 (備蓄数)	設置 場所	バリケードに用いる 資機材の有無	必要 資器材 の有無	設置 場所	交通 手段	駐車 場所

6) 緊急時における情報伝達例

市町は、必要に応じ、防災行政無線等により火山活動の状況の伝達を行う。

観測事項	広報文例
噴火警戒レベル2 (火口周辺規制)	<p>こちらは、〇〇市（〇〇町）です。 本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（火口周辺）が鶴見岳・伽藍岳に発表され、噴火警戒レベル2（火口周辺規制）に引き上げられました。</p> <p>これにより、〇〇から〇km圏に火口周辺規制がかかります。規制範囲内にいる皆様は、規制範囲外〇〇への避難をお願いします。また、それ以外の皆様についても、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。</p>
噴火警戒レベル3 (入山規制)	<p>こちらは、〇〇市（〇〇町）です。 本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（火口周辺）が鶴見岳・伽藍岳に発表され、噴火警戒レベル3（入山規制）に引き上げられました。</p> <p>これにより、〇〇から〇km圏に入山規制がかかります。規制範囲内にいる皆様は、周辺施設の職員や警察、消防等の指示に従い、規制範囲外への避難をお願いします。</p> <p>〇〇地区のお年寄りの方等避難に時間がかかる方は、今後避高齢者等避難・避難指示が発令される場合がありますので、避難の準備を始めてください。</p> <p>また、それ以外の皆様についても、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。</p> <p>詳しい情報が入り次第、またお知らせします。</p>
噴火警戒レベル4 (高齢者等避難)	<p>こちらは、〇〇市（〇〇町）です。 本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（居住地域）が鶴見岳・伽藍岳に発表され、噴火警戒レベル4（高齢者等避難）に引き上げられました。</p> <p>これより、〇〇地区において、高齢者等避難を発令します。 お年寄りの方等は、直ちに〇〇公民館へ避難を開始してください。その他の住民の皆様は、今後、噴火の恐れがありますので、避難の準備を始めてください。</p> <p>住民の皆様は、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。</p> <p>なお、入山規制は継続中です。</p> <p>詳しい情報が入り次第、またお知らせします。</p>
噴火警戒レベル5 (避難)	<p>こちらは、〇〇市（〇〇町、〇〇村）です。 本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（居住地域）が鶴見岳・伽藍岳に発表され、噴火警戒レベル5（避難）に引き上げられました。これより、〇〇地区において、避難指示を発令します。</p> <p>住民の皆様は、直ちに〇〇公民館へ避難してください。</p> <p>また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。</p> <p>詳しい情報が入り次第、またお知らせします。</p> <p>なお、入山規制は継続中です。</p>